部長及び参事官　　警務発第３８１号
殿　　平成28年３月28日
所　属　長　　30年保存（口訓）
本　部　長

【沿革】平成28年３月28日警務発第381号
平成29年１月20日警務発第61号
平成29年６月13日警務発第656号
平成29年12月28日警務発第1285号
平成31年２月18日警務発第136号
令和元年12月３日警務発第744号
令和２年３月13日警務発第129号
令和５年３月１日警務発第101号
令和５年３月13日警務発第128号
令和６年２月９日警務発第50号
令和６年８月27日警務発第454号
令和７年４月１日警務発第236号
令和８年３月24日警務発第355号

警察署事務専決要綱の制定について（通達甲）

署における事務の専決に関し「警察署事務専決要綱の制定について（内規）」（平成16年３月23日警務発第208号）を定めているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年６月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から内規をなくすることに伴い、署における事務の専決に関し別添のとおり「警察署事務専決要綱」を定め、平成28年４月１日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

警察署事務専決要綱

第１　趣旨

この要綱は、高知県警察処務規程(平成17年４月本部訓令第８号)第20条第１項の規定に基づく副署長、次長、生活安全官、地域官、刑事官、交通官、警備官、会計官及び課長(以下この要綱において「副署長等」という。)の専決について、その基準その他必要な事項を定めるものとする。

第２　専決事務の範囲

署長は、別表に掲げる事務の範囲内において、署情に応じ副署長等に専決をさせることができる。この場合において、署長は、専決者が長期間不在となるときは、当該専決者の専決事項をその直接の上司に専決させることができる。

２　署長は、別表に掲げる事務以外の事務について、副署長等に専決をさせることが必要であると認めたときは、本部長の承認を得てこれを専決させることができる。

第３　専決上の留意事項

副署長等は、専決に当たっては慎重に処理するとともに、特異又は必要と認められるものについては、署長に報告してその指揮を受けなければならない。

第４　検閲

署長は、副署長等に専決させている事務について、適宜その処理の状況を検閲しなければならない。

別表（第２関係）

専決者	専決事項	備考
副署長又は次長	１　自署から発する公文書類のうち、定期報告、照会、回答、通報、連絡、依頼等で内容が軽易なものに関すること。	
	２　他の所属又は官公署（他の府県警察を含む。）、団体、会社等からの回答、通報、連絡、依頼等で内容が軽易なものに関すること。	
	３　重要度の低い投書（職員に関するものを除く。）の取扱いに関すること。	高知署、高知南署、高知東署、南国署及び中村署については警務課長
	４　遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第６号）に定める別記様式第６号及び別記様式第７号（特異又は重要な物件を除く。）の決裁に関すること。	
	５　高知県警察遺失物取扱規程（平成19年12月本部訓令第35号）に定める別記第19号様式及び別記第20号様式の決裁に関すること。	
	６　車両の運行記録その他車両関係の記録に関すること。	
	７　当直勤務の割当て及び警察日誌に関すること。	高知署、高知南署、高知東署、南国署及び中村署については警務課長
	８　術科訓練日誌に関すること。	〃
	９　書籍のあっせんに関すること。	〃
	10　留置施設に備えるべき簿冊の様式を定める訓令（平成19年５月警察庁訓令第６号）各号に定める様式（別記様式第１号（Ｖ及びＶ－１については、特別要注意者及び問題被留置者に係るものに限る。）、別記様式第４号、別記様式第６号及び別記様式第９号を除く。）の決裁に関すること。	中村署にあっては警務課長
	11　留置業務に関する決裁のうち、内容が軽易なもので別に定めるものに関すること。	〃
	12　行方不明者届がなされていない場合等の特例に関すること。	
	13　被害者に対する配偶者からの暴力相談等対応票の写しの交付に関すること。	
	14　子ども対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施に当たる再犯防止担当官以外の者の指定に関すること。	
	15　自署から発する捜査関係事項照会書のうち、定例的・定型的で内容が軽易なものに関すること。	
	16　被害届その他捜査書類の移送に関すること。	
	17　身上及び前科調書その他軽易な追送記録に関すること。	
	18　安全運転管理者又は副安全管理者の選（解）任届書の送付に関すること。	

	19　道路交通法（昭和35年法律第105号。以下この項において「道交法」という。）第51条の12第１項の規定に基づく放置車両確認機関の公示についての決裁に関すること。 20　放置車両確認機関への記章付帽子及び記章付腕章の貸与についての決裁に関すること。 21　放置違反金及びその延滞金を納付した者に対する納付・徴収済確認書の交付及び再交付の決裁に関すること。 22　道交法第58条の５の規定に基づく過積載車両の運転の要求等を行った者に対する再発防止命令に関すること。 23　警備課に係る定例的月報に関すること。	次長は除く。 〃 〃 〃
庁舎長	高知県警察遺失物取扱規程（平成19年12月本部訓令第35号。以下この項において「規程」という。）に基づき分庁舎において取り扱うこととなる提出物件に係る次に掲げるもの １　規程第15条第２項、第３項、第４項前段及び第７項の規定による提出物件の保管及び出納に関すること。 ２　規程第17条第１項、第３項及び第５項の規定による提出物件を返還しようとする場合等における通知に関すること。 ３　規程第21条の規定による拾得物件預り書の再交付に関すること。 ４　規程第23条の規定による事務手続の完了に関すること。	
課長（共通）	軽易な情報の報告及び決裁に関すること。	
課長（事件を主管する課長に限る。）	１　検察庁からの捜査嘱託書類の署員に対する処理下命に関すること。 ２　検察庁からの罰金等代納説諭方照会書、徴収金に関する照会書、所有権放棄に関する嘱託書等の署員に対する処理下命に関すること。 ３　被害届その他捜査書類の移送に関すること。 ４　身上及び前科調書その他軽易な追送記録に関すること。	警備課長は除く。
会計庶務課長	１　遺失届の受理に関すること。 ２　拾得物の即時返還に関すること（高額又は貴重なものと認められるときを除く。）。 ３　管轄違いの文書の送付に関すること。	
地域課長	１　地域警察官配置状況の報告の決裁に関すること。 ２　無線業務日誌に関すること。 ３　自動車警ら班、署所在地、交番、駐在所等の活動日誌に関すること。 ４　交番相談員勤務日誌に関すること。 ５　事件検挙の報告に関すること。	室戸署、佐川署及び窪川署については地域交通課長 〃 〃 〃 〃

	6　地域警察官事務引継ぎに関すること。	〃
刑事生活安全課長	1　質屋、古物商、警備業、探偵業及び風俗営業の各種申請に伴う署員に対する調査下命に関すること。	高知署、高知南署、高知東署及び南国署については生活安全課長
	2　各種行政手配（許可証の遺失等）に関すること。	〃
	3　自転車防犯登録の整理通報に関すること。	〃
	4　迷い人についての行方不明者届の有無の確認に関すること。	〃
	5　特異行方不明者手配（急を要すると認められるときの手配を含む。）の手続に関すること。	〃
	6　特異行方不明者手配の有効期間の更新に関すること。	〃
	7　行方不明者の発見時における措置に関すること。	〃
	8　ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下この項において「ストーカー規制法」という。）第７条の規定に基づく援助の実施（住民基本台帳の閲覧等制限を含む。）及び援助以外のストーカー事案における被害者対策のための措置に関すること。	〃
	9　ストーカー規制法第13条の規定に基づく物件の提出要求に関すること。	〃
	10　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第８条の２の規定に基づく援助の実施（住民基本台帳の閲覧等制限を含む。）に関すること。	〃
	11　子ども対象・暴力的性犯罪の出所者（以下この項において「再犯防止措置対象者」という。）による再犯防止に向けた措置のうち再犯防止措置対象者の所在確認及び面談に関する本部再犯防止措置担当課長に対する必要な援助の求めに関すること。	〃
	12　刑法犯少年票及び少年補導票の送付及び決裁に関すること。	〃
	13　少年院逃走手配に関すること。	〃
	14　火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第52条第２項の通報に基づく取締下命に関すること。	〃
	15　銃砲刀剣類所持許可申請書の署員に対する調査下命及び許可者の異動通報に関すること。	〃
	16　銃砲刀剣類所持許可申請者に係る欠格事由等の照会に関すること。	〃
	17　猟銃等講習受講申込書の受理及び送付に関すること。	〃
	18　猟銃等所持者カード及び猟銃等登録カードの作成、送付及び決裁に関すること。	〃
	19　火薬類運搬証明書の返納に関すること。	〃
	20　飼い犬所有者に対する措置命令の通報があった場合の処置に関すること。	〃
	21　保釈、保釈通知書に基づく視察下命に関すること。	高知署にあっては刑事第一課長又は刑事第二課長、高知南署、高知東署及び南国署にあっては刑事課長

	22　職務質問カード、処分結果通知書及び既決犯罪通知書に関すること。	〃
	23　被害記録及び手口記録の送付に関すること。	〃
	24　盗犯検挙通報及び侵入盗犯発生日報に関すること。	高知署にあっては刑事第一課長、高知南署、高知東署及び南国署にあっては刑事課長
	25　検察庁からの収容状取消通知書の決裁に関すること。	〃
	26　刑事日報（指名手配及び指名通報のうち、重要なものを除く。）に関すること。	〃
	27　盗品、手口、照会等に関すること。	〃
	28　品触手配に関すること。	〃
	29　犯罪統計原票の作成及び送信に関すること。	〃
	30　麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の３の規定に基づく麻薬中毒者等を発見した場合における通報に関すること。	高知署にあっては刑事第二課長、高知南署、高知東署及び南国署にあっては刑事課長
	31　指掌紋記録等の送付に関すること。	高知署にあっては刑事第一課長、高知南署、高知東署及び南国署にあっては刑事課長
	32　足紋原紙の送付に関すること。	〃
	33　被疑者写真の送付に関すること。	〃
	34　鑑識資料の報告（送付）に関すること。	〃
交通課長	1　交通事故証明資料送付書に関すること。	室戸署、佐川署及び窪川署については地域交通課長
	2　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第５条及び第８条の規定に基づく公安委員会への認定申請書及び変更届出書の送付についての決裁に関すること。	〃
	3　道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第１条第２項第１号の規定に基づく車体の大きさの基準に適合しない原動機を用いる乳母車に係る確認を行った場合における申請者への確認証の交付及び利用者から確認証が返納された際の受理に関すること。	〃
	4　道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第１条の５第２項の規定に基づく車体の大きさの基準に適合しない原動機を用いる身体障害者用の車に係る確認を行った場合における市町村長への確認証の送付、申請者への確認証の交付及び利用者から返納された際の受理に関すること。	〃
	5　道路交通法(昭和35年法律第105号。以下この項において「道交法」という。)第63条第６項の規定に基づく通知及び同条第７項の規定に基づく整備通告書の確認証明に関すること。	〃
	6　交通法令違反事件簿に関すること。	〃

	7　レーダー運用日誌、無線業務日誌等記録簿冊に関すること。	〃
	8　交通切符等の受払いに関すること。	〃
	9　飲酒及び無免許運転者の検挙報告に関すること。	〃
	10　駐車監視員活動ガイドライン案の主管課への報告文書についての決裁及び放置車両確認機関に対する指導教養に関すること。	〃
	11　交通反則通告書の交付下命に関すること。	〃
	12　道交法第８条第２項の規定に基づく通行禁止道路における通行許可に関すること。	〃
	13　道交法第57条第３項の規定に基づく制限外積載の許可に関すること。	〃
	14　道交法第77条第１項の規定に基づく道路の使用許可（道路使用許可申請に対する調査下命を含む。）に関すること。	〃
	15　道交法第79条及び第80条第２項の規定に基づく協議書の受理及び回答についての決裁に関すること。	〃
	16　他官公署からの通行制限通知書の受理に関すること。	〃
	17　道交法第45条第１項及び第49条の５の規定に基づく高知県道路交通法施行細則（昭和35年公安委員会規則第５号）第６条第１項及び第２項の駐車の許可に関すること。	〃
	18　自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下この項において「車庫法」という。）第４条の規定に基づく証明書の交付並びに同法第５条、第７条第１項及び第13条第３項の規定に基づく保管場所届出の受理に関すること。	〃
	19　車庫法第６条の規定に基づく保管場所標章の交付及び再交付に関すること。	〃
	20　車庫法第８条の規定に基づく保管場所を確保していない自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に対する通知及び同法第12条の規定に基づく報告又は資料の提出要求に関すること。	〃
	21　自動車保管場所の調査下命に関すること。	〃
	22　自動車等運転者の行政処分通知に基づく観察下命に関すること。	〃
	23　行政処分通知書の受理及び交付の決裁に関すること。	〃
	24　仮運転免許証受払簿に関すること。	〃
	25　運転免許関係各種申請書及び運転免許証記載事項変更届出書の送付に関すること。	〃
	26　原付及び小型特殊免許申請書の送付並びに学科試験問題の使用確認簿に関すること。	〃
警備課長	軽易な定例的月報に関すること。	

備考　生活安全官、地域官、刑事官、交通官、警備官及び会計官は、副署長の専決事項のうち、高知県警察組織規則（平成６年公安委員会規則第１号）第69条の規定により総括処理する事務であって、署長の認めたものについて専決することができる。